

枚方市立小中学校
タブレット型パソコン貸借仕様書
(小学校30校及び中学校2校)

枚方市教育委員会

1 基本要件について

1. 1 件名

枚方市立小中学校タブレット型パソコン賃貸借（小学校30校及び中学校2校）

1. 2 概要

枚方市立小学校 30 校のコンピュータ教室にあるパソコンの更新を行う。また、中学校 2 校において協働学習用のタブレット型パソコンを新規で導入することで、主体的・対話的で深い学びの実践をサポートし、生徒の学力向上を図る。

端末台数内訳

小学校	45台×30校＝	1,350台＋検証機3台
中学校	45台×2校＝	90台＋検証機3台
		<u>総合計 1,446台</u>

1. 3 賃貸借期間

平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日まで（24 か月）
（リース後、機器等は枚方市に譲渡すること）

1. 4 納入場所

発注者が指定する場所

1. 5 納入期限

平成 29 年 8 月 16 日（水）

1. 6 支払方法及び支払期間

- (1) 支払方法 部分払い（23回）及び完了払い
- (2) 支払期間 平成 29 年 10 月請求分（9 月分）～平成 31 年 9 月請求分（8 月分）

1. 7 機器の搬入、セットアップ等

- (1) 機器等の搬入及び設定に関する事項は本市担当課の指示に従うこと。
- (2) 機器等については、別紙 2「機器等仕様一覧」に示す仕様を全て満たしたものを納入すること。
- (3) タブレット型パソコンの搬入及び設定について問題が生じたときは、本市担当課の指示に従うこと。
- (4) タブレット型パソコンについては、納入期限までに別紙 2「機器等仕様一覧」に示す導入するソフトウェアを含め、正常に作動するようにすること。
- (5) タブレット型パソコンについては、発注者の指定するサーバと納入期限までに正常に連携するように設定すること。
- (6) タブレット型パソコンについては、納入期限までに発注者の保有する資産管理ソフトにおいて、正常に管理ができる状態にすること。
- (7) 既設機器への設定変更や追加等が必要な場合は、事前に本市担当課の了解を得た上で、受注者の責任において作業を実施すること。

1. 8 保守

賃貸借期間中は以下の条件にてタブレット型パソコンの保守を実施すること。

- (1) 保守対応時間は、平日 9 時～17 時で、サポートデスクを開設すること。
- (2) 保守連絡体制を納入時に文書にて提出すること。また、対応窓口は 1 か所にすること。
- (3) 納入物に対する保証を行うこと。
ただし、以下の項目は保守除外とする。
 - ・有償交換部品の交換作業
 - ・不適切な使用または取扱いにより生じた故障の修理

- ・対象装置の製造元が定める指定品以外の消耗品を使用したために生じた故障の修理
 - ・予防保守の為に物品の交換を行う場合、発注者追加費用は発生しないこと。
- (4) 機器の故障等が発生し修理依頼を受けたときは、通常の営業時間内において、受付・一次切り分けを行い、2時間以内に受注者において状況確認を行い、機器の修理調整に着手し、48時間以内に復旧すること。なお、該当小中学校については、別紙1「平成29年度タブレット型パソコン導入校一覧」を参照すること。予備機を受注者が保管して対応することでもかまわない。ただし、復旧時間は厳守すること。
 - (5) 納入後、当初の仕様及びシステム構成と異なる事態が判明した場合、本市担当課の指示に従い、受注者が無償で改善を行うこと。
 - (6) 当該機器に起因しない障害に対しても、早期に復旧できるように技術支援を行うこと。

1. 9 既存機器について

既存コンピュータ等機器については、現状のままとすること。

1. 10 機密保持

- (1) 受注者は、本業務における機密情報の取り扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 作業上知り得た本市の機密情報について、第三者に漏えいすることがないこと。
 - ② 本市が作業上必要と認めて貸与するデータの内部情報については、散逸、漏えい、目的外使用などの事故が起きないように十分注意し、取り扱うこと。
 - ③ 全てのデータの取り扱いについて「枚方市個人情報保護条例」及び「枚方市学校情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
 - ④ 故意、過失を問わずデータ流失事故が発生した場合は、本紙が指示する手続きに従い、速やかに報告を行うこと。また、事故により損害を与えた場合は、その損害を補償すること。
 - ⑤ 受注者は、個人情報等の本業務作業に関して知り得た一切の事項を、契約期間のみならず、終了後も第三者へ漏えいしてはならない。
 - ⑥ 受注者は、本紙が文書により承認したとき以外は、本業務に係る入出力資料及び記録媒体等（以下「資料等」という。）を本業務以外の用途に使用してはならない。また、本業務に係る資料等を第三者に提供し、または譲渡してはならない。
 - ⑦ 受注者は、本市が許可した場合を除き、資料等を複製し、または複製してはならない。本市の許可を得て複製及び複製したときは、本業務の終了後、直ちに複製及び複製した資料等を消去し、再生または再利用ができない状態にしなければならない。
 - ⑧ 受注者は、機密情報を記した書類その他物件は、施錠できる場所に保管し、厳重に機密を保持しなければならない。
 - ⑨ 受注者は、資料等について、本業務終了後に本市へ返還しなければならない。また、本市及び受注者は、本業務に係る個人情報の授受に従事するものを指定し、当該個人情報の授受に際しては預り証を提出しなければならない。受注者は、本業務に係る個人情報を暗号化して、施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。
 - ⑩ 受注者は、個人情報の漏えいを防止するため、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、本業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ再委託する業者名、作業内容、作業場所等を本市に届け出て、本市の承認を得なければならない。また、再委託を受けた者に対しても、機密保持等について同様の義務を負わせなければならない。
 - ⑪ 受注者は、以上の事項に違反して本市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。本市が受注者の違反行為につき、第三者から損害の賠償を求められたときも同様とする。
- (2) 受注者または設定作業等を行う者は、次のいずれかの企業認定または認証を有する事業所に所属していること。また、過去に同様の作業を適正に行った実績があること。
 - ① プライバシーマーク認定
 - ② 情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」認証

※完成図書に上記を証明するものを添付すること。

1. 1 1 その他の条件

- (1) 納入するハードウェアの運用上必要となる手順書を作成し、必要部数を書面及び磁気媒体(CD-ROM等)にて納品すること。
- (2) 導入する機器は全て新品であること。
- (3) 開梱後の包装材等は、受注者で処分すること。
- (4) 契約期間満了後の物件については、本市に帰属するものとする。
- (5) 機器構成表、設定一覧、運用マニュアル、ライセンス証書(写し)、機器配備台帳、その他必要な書類を本市担当課に各2部提出すること。様式については原則として必要な内容が記載していれば受注者の仕様でよいが、事前に本市担当課の承認を受けること。
- (6) 全端末に本市が指定する固体番号(PC管理番号)を割り当て、台帳を作成すること。
- (7) 納入にあたり、本市担当課と協議の上、搬入から納入までのスケジュール/納入体制図/打ち合わせ議事録/納入後のサポート体制を明確にし、本市担当者の承認を受けたものを文書にて枚方市教育委員会に提出すること。
- (8) 完成図書等の書類については、検品作業完了後、概ね1か月以内に本市担当課へ提出すること。
- (9) 本仕様書に記載された内容については全て要件を満たすこと。
- (10) 本仕様書に記載された事項を実施するにあたり必要となる費用については全て見積もりに含むこと。
- (11) 本仕様書および関連資料の記載事項に疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (12) 本仕様書に記載のない事項は、その都度協議を行い、本市担当課の決定により対応すること。
- (13) 搬入に際しては十分な技能を有するものを配置し作業を行うものとする。
- (14) 教育施設での運搬作業においては、特に安全管理に注意を払うとともに、住民・児童に対する迷惑・影響を最小限にとどめるよう、十分に関係機関と打ち合わせをすること。
- (15) 動産総合保険の加入および保険証券を提出(写し可)すること。
- (16) 納入作業完了時には、各学校の管理担当者が立会いのもと、機器の数量確認を行い、検品チェックシート等の書類を提出し、使用にあたっての注意点の説明を行うこと。
- (17) タブレット型パソコン本体の指定する位置に、配備する学校名及び個体識別用PC管理番号・IPアドレス(下記①参照)を記載したラベルを作成し、貼付すること。また、本体裏面及びACアダプタ等には導入年月及び所管名等を記入したラベル(下記②参照)を貼付すること。また、コンピュータ本体を保護するソフトレザーカーバー前面には、学校名と通称番号(下記③参照、〇〇小学校児童(生徒)用①~④、教員用①、授業用①~④)を記載したラベルを作成し、貼付すること。記載内容、大きさ等は本市担当課と協議のうえ決定する。

ラベル見本①

市立〇〇〇〇学校 PC管理番号：PCXX-XXXX-XXXX IPアドレス：XXX.XXX.XXX.XXX

サイズの目安

タテ 20mm×ヨコ 70mm 程度

ラベル見本②

平成 29 年 9 月更新機器 (リース) 〇〇〇〇社 (保守) 〇〇〇〇社 保守連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

タテ 35mm×ヨコ 60mm 程度

ラベル見本③

〇〇〇学校 児童用①

タテ 40mm×ヨコ 60mm 程度

※ラベル見本③について、中学校は「〇〇〇学校 生徒用①」のように記載すること。

別紙 1

平成 29 年度 タブレット型パソコン配備校一覧

	学 校 名	所 在 地
1	枚方小学校	枚方上之町 9-21
2	蹉跎小学校	北中振 2-11-21
3	春日小学校	高田 2-15-10
4	山田小学校	甲斐田町 1-27
5	樟葉小学校	南楠葉 2-40-6
6	津田小学校	津田西町 1-33-1
7	菅原小学校	藤阪中町 13-1
8	氷室小学校	尊延寺 3-1-38
9	高陵小学校	御殿山南町 2-2
10	山之上小学校	山之上 1-32-1
11	牧野小学校	上島東町 4-18
12	香陽小学校	香里ヶ丘 11-36-1
13	招提小学校	招提東町 2-2-8
14	中宮小学校	中宮山戸町 22-3
15	樟葉南小学校	楠葉美咲 1-25-1
16	磯島小学校	磯島北町 3-1
17	蹉跎西小学校	出口 6-20-1
18	川越小学校	釈尊寺町 30-1
19	桜丘北小学校	星丘 4-31-1
20	津田南小学校	津田西町 3-10-1
21	船橋小学校	東山 1-68
22	菅原東小学校	藤阪東町 3-10-1
23	中宮北小学校	中宮北町 4-1
24	山田東小学校	田口 3-16-1
25	藤阪小学校	藤阪南町 1-40-1
26	平野小学校	招提中町 1-53-1
27	長尾小学校	長尾北町 3-3-2
28	東香里小学校	東香里南町 44-1
29	伊加賀小学校	伊加賀西町 53-1
30	西長尾小学校	長尾西町 2-45-1
31	第四中学校	香里ヶ丘 5-3-2
32	蹉跎中学校	出口 5-40-1

機器等仕様一覧

【タブレット型パソコン本体】（参考機種：東芝 Dynabook Tab S80/A）

OS	Windows 10 pro64bit
CPU	インテル®Atom™プロセッサ-x5-Z8300 相当
キャッシュメモリー	2MB 以上
メインメモリー	4GB 以上
内蔵ディスプレイ	1920×1200 以上
パネルサイズ	10.1 型ワイド
入力方式	電磁誘導方式またはアクティブ静電結合方式 （ペンを付属すること。動作に乾電池等が必要な場合は、 乾電池を付属させること） 静電容量方式タッチパネル
オーディオ機能	ステレオスピーカー内蔵 ステレオマイク内蔵
WEB カメラ	内蔵（フロントカメラ 200 万画素及びリアカメラ 800 万画素以上）
インターフェイス	USB2.0（Type A）以上×2
無線 LAN	IEEE 802.11a/b/g/n/ac 準拠 Wi-Fi®準拠
バッテリー駆動時間	7時間以上
質量	800 g 以下

【日本語キーボード】

インターフェイス	USB
対応 OS	Windows 10
キーピッチ	19.0mm 以上
キーストローク	2.8mm 以上
ケーブル長	1.3m 以上
質量	500 g 以下
	今回調達するタブレット型パソコンと接続が可能なもの

【ソフトレザーカバー】

- ・ 端末本体を保護するためフラップカバー付であること。
- ・ ボタンなどを覆いかぶさないこと。
- ・ 装着状態で、背面・前面カメラの使用ができること。
- ・ スワイプ操作ができること。

【導入するソフトウェア等】

下記の全てのソフトウェア等について、正常に動作するよう設定を行うこと。なお、展開ソフト等
を利用し、ソフトウェア等の導入を行うこと。

●授業支援ソフト	
SKY MENU Class (SKY 株式会社)	本市でライセンスは購入済
●資産管理ソフト	
SKY SEA Client View (SKY 株式会社)	本市でライセンスは購入済
●ウイルス対策ソフト	
ウイルスバスター (トレンドマイクロ株式会社)	本市でライセンスは購入済
●フィルタリングソフト	
i-FILTER (デジタルアーツ株式会社)	本市でライセンスは購入済